

○議事日程 (平成二十七年十二月十八日第三日)

- 日程第一 会議録署名議員の指名
- 日程第二 諸般の報告
- 日程第三 議案第六十二号 養老町個人番号の利用及び特定個人情報提供に関する条例の制定について
- 日程第四 議案第六十三号 養老町税条例の一部を改正する条例について
- 日程第五 議案第六十四号 養老町税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例について
- 日程第六 議案第六十五号 養老町手数料条例の一部を改正する条例について
- 日程第七 議案第六十六号 養老町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 日程第八 議案第六十七号 養老町介護保険条例の一部を改正する条例について
- 日程第九 議案第六十八号 養老町都市公園条例の一部を改正する条例について
- 日程第十 議案第六十九号 養老町下水道条例の一部を改正する条例について
- 日程第十一 議案第七十号 養老町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について
- 日程第十二 議案第七十一号 町道路線の廃止について
- 日程第十三 議案第七十二号 町道路線の変更について
- 日程第十四 議案第七十三号 平成二十七年養老町公共下水道事業特別会計の繰入れの変更につ

- 日程第十五 議案第七十四号 平成二十七年養老町一般会計補正予算(第四号)
  - 日程第十六 議案第七十五号 平成二十七年養老町国民健康保険特別会計補正予算(第二号)
  - 日程第十七 議案第七十六号 平成二十七年養老町立食肉事業センター特別会計補正予算(第一号)
  - 日程第十八 議案第七十七号 平成二十七年養老町上水道事業会計補正予算(第二号)
  - 日程第十九 議案第七十八号 平成二十七年養老町公共下水道事業特別会計補正予算(第一号)
  - 日程第二十 議案第七十九号 平成二十七年養老町介護保険事業特別会計補正予算(第二号)
  - 日程第二十一 請願第二号 TPP協定交渉大筋合意に関する国への請願
- (追加日程)
- 日程第一 発議第十一号 TPP協定交渉大筋合意に関する意見書について

○本日の議長並びに出席議員及び欠席議員は次のとおりである。

- 議長 野村 永一
- 出席議員 北倉 義博

○地方自治法第百二十一条の規定により議場に出席した者は次のとおりである。

○欠席議員

二番	岩永義仁
三番	長澤龍夫
四番	大橋三男
五番	三田正敏
六番	吉田太郎
七番	早崎百合子
八番	野村永一
九番	田中敏弘
十番	松永民夫
十一番	林輝見
十二番	青山貞一
十三番	水谷久美子

町長	大橋孝
副町長	長谷川悟
教育長	並河清次
総務部長	問山孝通
総務部参事兼 総務課長	田中信行
総務部 企画政策課長	西川敏明
総務部 総務課長	渡邊章博
住民福祉部長兼 健康福祉課長	野村博治

○職務のため議場に出席した者は次のとおりである。

住民福祉部長	高木勉
住民福祉課長	松岡弘泰
子ども福祉課長	佐藤昌子
住民福祉課長	柏渕裕昭
産業建設部長	高木伸一
産業建設部参事	川地豊己
農林振興課長	山中秀樹
産業建設部企業誘致 ・商工観光課長	前田勝治
産業建設部長	桐山一則
水道建設部長	田中隆
会計管理者兼 会計課長	佐藤嘉但
教育委員会事務局 教育総務課長	久保寺利明
教育委員会 生涯学習課長	西脇正信
教育委員会 スポーツ振興課長	堀田明男
消防隊長	川添公男
議会事務局長	西脇和信

(開議時間 午前九時三十分)

○議長(野村永一君) おはようございます。

平成二十七年第四回養老町議会定例会を再開するに当たり、議員並びに執行部各位には、何かと御多用のところ御出席を賜り、ありがとうございます。

開議に先立ち、町民憲章の朗唱を行います。全員の御起立をお願いいたします。

それでは、前段を私が読み上げますので、後段の御唱和をお願いします。

——「町民憲章」朗唱——

ありがとうございます。御着席ください。

本日の会議は、全員出席であります。

ただいまから平成二十七年第四回養老町議会定例会を再開し、本日の会議を開きます。

○議長(野村永一君) それでは、日程第一、会議録署名議員の指名をいたします。

会議規則第二百二十七条の規定によって、七番 早崎百合子君、九番 田中敏弘君を指名します。

○議長(野村永一君) 次に、日程第二、諸般の報告を行います。

休会中に総務民生委員会及び産業建設委員会が開催され、付託案件の審査報告書が議長に提出されました。詳細については、後ほど各委員長より報告を求めます。

また、本日の日程はお手元に配付してあるとおりであります。これで諸般の報告を終わります。

○議長(野村永一君) それでは、日程第三、議案第六十二号 養老町個人番号の利用及び特定個人情報提供に関する条例の制定についてを議題といたします。

この議案は、総務民生委員会に付託し、審査されましたので、ここで委員長より審査の経過並びに結果についての報告を求めます。

総務民生委員会委員長 早崎百合子君。

○総務民生委員長(早崎百合子君) 総務民生委員会の報告をさせていただきます。

去る十二月十日午前十時より、委員及び議長並びに執行部の出席のもと、総務民生委員会を開会いたしました。

審査事項は、当委員会に付託されました条例の制定一件の議案についてであります。

委員会での主な質疑と、審査結果について御報告いたします。

議案第六十二号 養老町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の制定についてに関しましては、一、各事業の対象者数はの問いに対しては、二十六年実績として町長部局に属する事務では、一、福祉医療費の助成が五千五百五十八名、二、寝たきり高齢者等日常生活用品購入費の助成が百六十二名、三、家族介護慰労金の支給が月平均八十八名、四、生活管理指導員派遣事業が四名であり、教育委員会に属する事務では、就学援助が小学校八十名、中学校が六十八名、六、特別支援教育就学奨励費が小学校八名、中学校三名であるとの回答でした。

二、事業を選定した経緯はの問いに対しては、今回の事業は、

それぞれの部署で検討し、住民の利便性に寄与するものと考えられる国の事務に類似した事務を選定している。なお、今後は随時検討し改正していくことが考えられますとの回答でした。

三、申請において年度ごとに個人番号を提示する必要はの問いに対しては、後期高齢者医療では、国より初回のみ個人番号を届ければ次回からは提示しなくてよいという通知が来ているが、それ以外の各事務の取り扱い方法については、まだ指示が来ていないとの回答でした。

四、通知カードを受け取り拒否され、個人番号カードの使用も拒否される方に対する当条例の適用範囲はの問いに対しては、申請において個人番号の記入をされなかった方に対し、システム内の個人番号を使って情報連携をしてもよいかという判断については、国からも指示が来ていない。なお、当町での受け取り拒否は十二件であったとの回答でした。

五、特定個人情報の保護措置の内容はの問いに対しては、制度面では、本人確認や法の規定によるものを除く特定個人情報の収集・保管・特定個人情報ファイル作成の禁止、国の特定個人情報保護委員会による監視監督、マイナポータルを使った記録確認があり、システム面では、個人情報の分散管理、符号による情報連携、アクセス制御、通信の暗号化がなされるとの回答でした。

六、不正があつた場合の対処方法はの問いに対しては、条例には罰則規定はないが、番号法の罰則規定が適用されるとの回答でした。

七、職員による個人番号の入力ミスが発生した場合の管理責任はの問いに対しては、条例の中には管理責任についての規定はない。なお、申請の際は、個人番号と住所・氏名をあわせて記入してもらうため、考えにくいとの回答でした。

八、町長部局と教育委員会の申請窓口の一本化はの問いに対しては、各担当部署の窓口で申請をしてもらいたいとの回答でした。

九、個人番号カードを普及させる方策はの問いに対しては、住民基本台帳カードと電子証明は、利用範囲が身分証明とe-Taxに限られていたため普及しなかったと考えられるため、個人番号カードについては、コンビニ交付も視野に入れながら啓発に努めていきたいとの回答でした。

十、印鑑証明などの申請の際の個人番号カードの必要性はの問いに対しては、申請についてはこれまでと変わらないため、個人番号カードがどうしても必要ということはないとの回答でした。

十一、個人番号カードの受け渡し方法はの問いに対しては、国でカードを作成後、町から申請者へ交付通知を発送し、原則として本人に役場へ受け取りに来てもらう。なお、近隣市町の状況を見ながら休日の受付窓口の開設を検討したい。ただし、自治会館での受け渡しについては、暗証番号を入力する機器が二台しかないため難しいとの回答でした。

十二、死亡等により廃止となったカードの回収方法はの問いに対しては、死亡届の際にカードを返却してもらうことになると思われるが、必ず回収しなければならぬのかの判断については、国からも指示が来ていないとの回答でした。

なお、討論として、町民の中にマイナンバーに対する不安や懸念、よくわからないという声が広がっている中、今回の本条例に対する質疑では、現段階においても国からの取り扱いの指示が来ていないことや、個人番号の記載がなくても従来どおりの事務が可能であることも明らかとなったため、本条例の制定に反対しますという反対討論と、我が国がグローバル化を進め、また、事務の合理化・一元化を進めるに当たってもよいチャンスであり、運

営する側のセキュリティさえしつかりとしていれば問題ないと考えるため、本条例の制定に賛成しますという賛成討論がありました。

以上、審査に付されました条例の制定一件の議案につきまして、質疑、討論、採決の結果、挙手多数により原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

これをもちまして、総務民生委員会の審査経過並びに結果報告とします。

○議長（野村永一君） 総務民生委員会委員長の報告が終わりました。

これより総務民生委員会委員長報告に対する質疑を行います。なお、この案件については総括質疑が終了しておりますので、所属外で審査の経過及び結果についての質疑といたします。

質疑はありませんか。

〔「ありません」の声あり〕

○議長（野村永一君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（野村永一君） まず、反対討論を許可します。

十三番 水谷久美子君。

○十三番（水谷久美子君） 次の点を申し述べ、反対討論といたします。

マイナンバーを町が独自に利用する事務として、福祉・教育分野で提案された条例案ですが、次の理由で反対討論といたします。

一、国はマイナンバーの個人番号カードがないと行政手続きができないかのような広報をしていますが、なくても行政手続きが従前

の事務と同じようにできる。総務民生委員会の審議の中で確認されました。カードの所持や持ち歩きには、番号とともに住所、性別、生年月日などの個人情報記載され、強い不安の声が広がっています。特に今回の条例には、生活を支える大変デリケートなプライバシーにかかわる内容を含むものです。

二点目、マイナンバー通知カードを受け取ることを拒否した町民に対する行政対応などがまだ示されていないなど、不透明な部分が多々あることです。

三、当町には視覚障害者のみの世帯はないのですが、通知カードが届いても点字表記がされていなく、視覚障害者が自分の番号を確認できないことです。らくらくホンで読み取るについても、的確に携帯電話を音声コードにかざすことは非常に困難です。来年四月から施行される障害者差別解消法は、障害のない人と同じことができるよう、障害者への配慮をしなければならぬとしています。配慮に欠けた見切り発車であるということです。

最後ですけれども、四点目ですが、情報開示についてです。情報化が急激に進んだ社会の中で、現在の情報セキュリティシステムがＩＴ社会に追いついていかない点が問題です。

一旦流出してしまった情報を回収、削除するシステムができていない点です。

国家単位でのセキュリティが簡単に突破される世の中にあつて、脆弱といえる地方自治体の情報セキュリティ体制の中へ情報を集積するという行為に不安を感じます。

まして、一旦流出した情報は回収も削除も不可能です。少なくともこのような情報発信だけ偏った社会の中で、地方依存型と言える現在のマイナンバー制度の施行は時期尚早であると考えます。さらに、世界に目をはせると、マイナンバーが導入されている

国ほとんどが住民登録、また税務や社会保障はありますけれども、日本のように多岐にわたってマイナンバーに情報を集積するという国は今のところ聞いておりません。

さらに昭和十六年ですが、フランスでは戦争がきっかけで横断的な利用はない。またイギリスでは、二〇〇六年国民IDカードの法を成立しましたが、二〇一一年、全て破棄されております。さらにドイツでは、違憲判決後二〇〇三年より納税者番号導入データー保管監察官を導入しております。ハンガリーでも違憲判決が出されているというのが現状です。

○議長（野村永一君） 次に、賛成討論はありませんか。

〔挙手する者なし〕

○議長（野村永一君） 反対討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（野村永一君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより採決を行います。

本案に対する委員長の報告は、可決とするものです。

本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（野村永一君） 挙手多数です。

よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

○議長（野村永一君） 次に、日程第四、議案第六十三号から日程第二十、議案第七十九号までの十七議案については、議会初日に提案理由の説明が済んでおりますので、上程後、直ちに質疑に入ります。

それでは、日程第四、議案第六十三号 養老町税条例の一部を

改正する条例についてを議題とします。

ただいまより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔挙手する者あり〕

○議長（野村永一君） 十番 松永民夫君。

○十番（松永民夫君） 二点質問をいたします。

まず第八条の三、この中で納付期限または各納付期限ごとの納付金額または納入金額を変更することができるということですが、この納入金額、納付金額については、滞納金に關してのことだということですが、滞納金の減額をするというような意味にとつていいのかということが第一点。

二点目ですが、申請による換価の猶予の申請手続ということが新たに制定されたという説明を受けたわけですが、換価の猶予というのは、いわゆる差し押さえ物件を競売するということで認識しておるわけですが、その本人からの申請によつて競売の期間を猶予するというようなことで理解するわけですが、本人申請によつて換価を猶予してくれということとは、どのような理由のもとでこの猶予をするのかをお尋ねします。

○議長（野村永一君） 渡邊税務課長、答弁。

○総務部税務課長（渡邊章博君） まず、最初の御質問でございますけれども、今回の条例改正によりまして、滞納の早期の段階での計画的な納付の履行を確保するという観点から、原則毎月の納付とされているところでございます。

この点につきまして、減額ということではなく、納期の状況に応じて適宜判断をさせていただく。

例えば、少額の額であれば一括に納めるとか、年金の支給日の月に合わせて偶数月に納めるとかいった、そのような対応という

ことで御理解をいただきたいと思えます。

それから、もう一点でございますけれども、申請による換価の猶予ということでございますが、これの要件といたしましては、納税に誠実な意思を有すること、また事業継続、また生活維持が困難であるときに該当するもので、これは条例に定めるように、六カ月以内までに申請をいただいた方が対象となるということでございます。以上でございます。

〔挙手する者あり〕

○議長（野村永一君） 十番 松永民夫君。

○十番（松永民夫君） 換価の説明をもう一度していただきたいんですが、換価というのは物をお金にかえるということだと理解するわけですが、差し押さえ物件を金にかえるということで理解してよろしいですか。

○議長（野村永一君） 渡邊税務課長、自席答弁。

○総務部税務課長（渡邊章博君） そのことも含めまして、預金等を含めての換価というふうに理解しております。

○議長（野村永一君） ほかに質疑はありませんか。

〔「ありません」の声あり〕

○議長（野村永一君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「ありません」の声あり〕

○議長（野村永一君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより採決を行います。

本案を原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（野村永一君） 挙手全員です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長（野村永一君） 次に、日程第五、議案第六十四号 養老町

税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

ただいまより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（野村永一君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「ありません」の声あり〕

○議長（野村永一君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより採決を行います。

本案を原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（野村永一君） 挙手全員です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長（野村永一君） 次に、日程第六、議案第六十五号 養老町

手数料条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

ただいまより質疑を行います。

質疑はありませんか。

○議長（野村永一君） 十三番 水谷久美子君。

○十三番（水谷久美子君） 昨年の実績から今回の四百円を二百円に改めるといふような中で、どれだけの手数料減になるのか試算金額があればお教えください。

○議長（野村永一君） 高木住民人権課長、答弁。

○住民福祉部住民人権課長（高木 勉君） ただいまの水谷議員の御質問にお答えいたします。

平成二十六年年度の住民票の交付件数は一万二千六百五十一件で、交付手数料が二百六十二万七千八百円となっております。そのうち、六人以上での交付件数は四百八件ございまして、交付手数料が十六万三千二百円でございます。

今回の手数料条例の一部改正に伴い、住民票の交付手数料への影響につきまして、昨年度の交付件数をもとに試算いたしますと、四百八件の一件当たり二百円の減額となりますので、総額八万一千六百円の減額となります。以上でございます。

○議長（野村永一君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（野村永一君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（野村永一君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより採決を行います。

本案を原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（野村永一君） 挙手全員です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長（野村永一君） 次に、日程第七、議案第六十六号 養老町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

ただいまより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔挙手する者あり〕

○議長（野村永一君） 九番 田中敏弘君。

○九番（田中敏弘君） この条例については、人材不足を補うというような方法と理解いたしておりますが、町のホームページでも保育士の今募集をされております。

今、養老町の現状としてはどうかということ、それからこの准看護師といった場合に、養老町のエリアで地区限定なのか町外も入れている話なのか、それから対象人数はある程度把握されていきますか。以上二点、お願いします。

○議長（野村永一君） 松岡子ども課長、答弁。

○住民福祉部子ども課長（松岡弘泰君） ただいまの田中議員の三つの御質問について、お答えさせていただきます。

田中議員御指摘のとおり、町の保育士につきましても慢性的に、何歳児でどれだけの人数という、そういう基準につきましても、基準に合うように保育士等は採用しておりますが、今、田中議員もよく御存じのとおり、非常に支援の必要な子ですとか、そういう子がふえておりますので、公立の場合ですが、正職員の保育士で対応している人数としては、各園につきまして不足しているという状況がございまして、今年度の予算等につきましても臨時保育士の予算で対応している現状でございます。

細かい数字につきましては、必要な基準の保育士の数は満たし



ておりますが、実際のところ、もう少し保育士さんを採用できたらいなというところがございまして、あと私立の保育園につきましても非常に不足といえますか、今本当に基準ぎりぎりのところでやっている現状があるということ、非常に保育士等には不足しているという、不足というのは必要数は足りていないんですが、十分に満足できる保育をできる基準という点では不足しているところがあるというのが現状でございます。

二点目の准看護師の採用についての、町外も想定しているかという点につきましては、そういう状況でございますので、准看護師の資格を持ってみえる方でしたら町内に限ってということではなくということも考えていくことになると思います。

あと、対象の人数につきましては、現状今、こちらの事業の対象になります小規模保育事業A型、B型、事業所内保育事業につきましては、養老町としては今まだ実施されておりませんが、具体的な人数については、今まだ検討の段階には至っていないという状況でございます。よろしくお願いたします。

○議長（野村永一君） ほかに質疑はありませんか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（野村永一君） 十三番 水谷久美子君。

○十三番（水谷久美子君） 私たち議員の中には戸惑いもあるようですので、当該小規模保育事業のB型、今回充当する施設はどのような施設なのかということ、何か町職員の中に看護師、または准看護師も養老町の公・私立保育の中に入って保育士を補うというようなことの見解も議員の中にはあるようですので、その点について詳しくお答えください。

○議長（野村永一君） 松岡子ども課長、自席にて答弁。

○住民福祉部子ども課長（松岡弘泰君） 小規模保育事業A型、B

型についての御質問ということで、国の子ども・子育て支援新制度の中に地域型保育事業というのがございまして、小規模保育事業につきましては、事業主体としましては市町村及び民間事業者ということ、保育実施場所等につきましては、保育者の居宅またはその他の場所、施設ということで、小規模保育事業の認可定員としましては、六人から十九人ということ、

A型とB型の違いですが、保育所の配置基準、配置基準といいますのは、ゼロ歳児が三人につき保育士が一人、一、二歳児が六人につき一人ということで、配置基準につきましては、職員数はA型もB型も一名ずつですが、職員の資格につきましては、A型の場合は職員の資格が保育士、B型の場合は二分の一以上が保育士という違いになっております。

今回の保育士の資格につきましては、保健師または看護師ということで従来は規定しておりましたが、その一名に限りということ、保健師または看護師またはというところで、一名に限り保健師または看護師でよかったところ、その資格について准看護師を追加するというところにさせていただきたいという改正でございます。

事業所内保育事業につきましては、事業主体としましては事業主等でございます。

保育実施場所等は、事業所の従業員の子供と地域の保育を必要とする子供ということでございます。

定員も二十名以上と十九名以下で、定員の二十名以上の場合は保育所の基準と同様になりまして、定員が十九名以下の場合は小規模保育事業A型、B型の基準と同様の基準となってくるということでございます。

あと、二点目の保育士の不足を保健師と看護師、准看護師で、

今不足しているという現状がある中で補っていく考えがあるかというところでございますが、現在のところ、まだその検討には至っていないという現状でございます。以上でございます。

○議長（野村永一君） ほかに質疑はありませんか。

〔「ありません」の声あり〕

○議長（野村永一君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（野村永一君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより採決を行います。

本案を原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（野村永一君） 挙手全員です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長（野村永一君） 次に、日程第八、議案第六十七号 養老町

介護保険条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

ただいまより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「ありません」の声あり〕

○議長（野村永一君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（野村永一君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより採決を行います。  
本案を原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（野村永一君） 挙手全員です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長（野村永一君） 次に、日程第九、議案第六十八号 養老町

都市公園条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

ただいまより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔挙手する者あり〕

○議長（野村永一君） 二番 岩永義仁君。

○二番（岩永義仁君） 今回の条例改正で指定管理者に委託すること

を想定しておるようですが、この指定管理者の選定方法について、今どのように考えておられるのかお教えください。

○議長（野村永一君） 前田建設課長、答弁。

○産業建設部建設課長（前田勝治君） 岩永議員の質問に答弁させて

いただきます。

指定管理者制度の想定をしているかという御質問でしたんですが、  
けれども、現在のところはそういう想定はしておりません。

いつでもできるというような準備のために公園法の改正を提案

させていただいたということでございます。以上でございます。

○議長（野村永一君） ほかに質疑はありませんか。

〔「ありません」の声あり〕

○議長（野村永一君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（野村永一君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより採決を行います。

本案を原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（野村永一君） 挙手全員です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長（野村永一君） 次に、日程第十、議案第六十九号 養老町

下水道条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

ただいまより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「ありません」の声あり〕

○議長（野村永一君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（野村永一君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより採決を行います。

本案を原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（野村永一君） 挙手全員です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長（野村永一君） 次に、日程第十一、議案第七十号 養老町

消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

ただいまより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（野村永一君） 十三番 水谷久美子君。

○十三番（水谷久美子君） 十一ページの施行の期日ですけれども、

この条例は公布の日から施行し、平成二十七年十月一日から適用するとなっておりますが、これで間違いないですか。

○議長（野村永一君） 川添消防次長、答弁。

○消防次長（川添公男君） ただいまの水谷議員の質問にお答えさ

せていただきます。

これにつきましては、実は地方公務員共済組合施行令等の一部の改正する等の政令の改正がございまして、その関係で非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令が改正されました。

その準則が九月三十日に公布されましたことによりまして、前回の九月の議会にはちよつと上程できなかったということござい

まして、今回上程させていただきましたということでございます。

以上でございます。

○議長（野村永一君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（野村永一君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（野村永一君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより採決を行います。

本案を原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（野村永一君） 挙手全員です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長（野村永一君） 次に、日程第十二、議案第七十一号 町道

路線の廃止についてを議題とします。

ただいまより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔挙手する者あり〕

○議長（野村永一君） 十二番 青山貞一君。

○十二番（青山貞一君） 今回、町道の廃止ということで、JAの育苗センターということですが、ちなみに売却をされると思うんですが、いかほどの単価でお売りになられるのか教えていただきたいと思えます。

○議長（野村永一君） 前田建設課長、答弁。

○産業建設部建設課長（前田勝治君） 青山議員の単価についての御質問ですが、まず用途廃止をして、普通財産にしてから貸すなり売るなりということになるんですけれども、済みません、今手元のほうに単価のほうの資料をきょうは持つておりませんので、また後日報告させていただきます。以上です。

○議長（野村永一君） ほかに質疑はありませんか。

〔「ありません」の声あり〕

○議長（野村永一君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「ありません」の声あり〕

○議長（野村永一君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより採決を行います。

本案を原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（野村永一君） 挙手全員です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長（野村永一君） 次に、日程第十三、議案第七十二号 町道

路線の変更についてを議題とします。

ただいまより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「ありません」の声あり〕

○議長（野村永一君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（野村永一君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより採決を行います。  
本案を原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（野村永一君） 挙手全員です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長（野村永一君） 次に、日程第十四、議案第七十三号 平成二十七年年度養老町公共下水道事業特別会計の繰入れの変更についてを議題とします。

ただいまより質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（野村永一君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（野村永一君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより採決を行います。

本案を原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（野村永一君） 挙手全員です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長（野村永一君） 次に、日程第十五、議案第七十四号 平成二十七年年度養老町一般会計補正予算（第四号）を議題とします。

ただいまより質疑を行います。質疑はありますか。

〔挙手する者あり〕

○議長（野村永一君） 十番 松永民夫君。

○十番（松永民夫君） 三点について質問をいたします。

まず一点目、十三ページの地域振興費のコミュニティー助成事業の七百三十万の助成事業ということですが、この事業の総予算

は幾らかということ。

二点目ですが、十四ページの選挙管理委員会費の中で名簿の改修という説明を受けましたが、十八歳以上の選挙人名簿が掲載されるということ、養老町の新たに十八歳以上から二十歳までの人数はどれだけあるか。

三点目ですが、農業振興費の中で、機構集積協力金の交付事業というところで中間管理機構へ支払うということ、ございますが、この件数と面積を教えてくださいと思います。以上です。

○議長（野村永一君） 田中総務部参事、答弁。

○総務部参事兼総務課長（田中信行君） それでは、ただいまの松永議員の御質問にお答えいたします。

まず、コミュニティー助成事業でございますけれども、総事業費といたしましては、京ヶ脇地区で行われるわけでございますが、変更がございまして、現在一千二百七十六万八千円ということでございます。

それから、二点目の十八歳以上の新たな人数ということでございますが、大変申しわけないですが、現在資料を持ち合わせておりませんので、また後日報告させていただきます。済みません。

○議長（野村永一君） 川地産業建設部参事、答弁。

○産業建設部参事兼農林振興課長（川地豊己君） 松永議員の御質問にお答えをさせていただきます。

今回、機構集積協力金事業費といたしまして六千二百十三万六千円の補正を計上させていただきました。

農地中間管理事業でございまして、これは新しい農地の貸し借りの仕組みでございまして、農地中間管理機構が農地の中間受け皿となって耕作を続けることが難しくなった農地を機構が借り受け、担い手がまとまりのある形で利用できるよう配慮して、

農地貸し付けを行う事業でございます。

その際、利用される農家や一定地域がまとまって農地中間管理機構に農地を貸し付けた場合、機構集積協力が交付されると、こういった制度になっておるところでございます。

そこで、件数と面積はということでございますけれども、この機構集積協力金交付の事業補助金につきましては、種類が三つございます。

一つは経営転換協力金、それから耕作者集積協力金、もう一つ、地域集積協力金と、この三つの種類に分かれております。

まず初めに、経営転換協力金でございますけれども、当初予算では、農業をリタイアする農業者が四十戸あると見込んでおりましたけれども、結果的に九十戸になりました。五十戸増加したということと二千四十万円がふえたということになります。

それからもう一つ、耕作者集積協力金というふうにございます。これは機構が借り受けた農地に隣接した農地を機構に貸し付けた場合に交付されるものでございます。

当初予算では十ヘクタールがあるだろうということで予算計上をいたしておりましたけれども、最終的には四九・二二ヘクタールがそれに該当するということが、三九・二二ヘクタールが増加いたしました。戸数といたしましては、当初二十戸でございましたが、結果として六十一戸になりました、四十一戸が増加をしたということになります。

それから最後に、地域集積協力金でございます。これは地域がまとめて一定割合の農地を機構に貸し付けた場合に交付される交付金でございます。

当初は四地域、具体的に申し上げますと、鷺巣さん、小倉、それから三郷、笠郷とこういった地域がまとめて農地中間管理機構

に預けるということで、当初予算は計上をいたしておりましたけれども、結果といたしまして、新たにロケ島、江月、下池とこういった地域が増加になりました、当初四地域であったものが七地域を増加をして、三地域がふえたということでございます。

面積でございますけれども、当初はこの四地域で約三百六十七ヘクタールの見込みをいたしておりましたけれども、結果といたしまして三地域がふえまして四百九十五ヘクタールほどになりました。よって、百二十六ヘクタールが増加をしたということと、それぞれのこの三つの集積協力を合計いたしますと、今回補正に計上させていただいております六千二百十三万が増加ということとでございます。よろしくお願いいたします。

○議長（野村永一君） ほかに質疑はありませんか。  
〔挙手する者あり〕

○議長（野村永一君） 三番 長澤龍夫君。

○三番（長澤龍夫君） 今回の補正についてでございますが、職員の給与等の補正減が多く目立ちます。要因は人事異動による職員の配置がえ、国・県からの権限委譲、職務の複雑化による人員不足などが考えられますが、このような状況の中で中途退職者、また鬱病の職員もふえていると聞きますが、今後職員の配置がえ、人員不足による新規採用など、どのような考えでおりますか、町長にお聞きします。よろしくお願いたします。

○議長（野村永一君） 大橋町長、答弁。

○町長（大橋 孝君） 長澤議員の質問にお答えをさせていただきます。

本年度、育休をとられる職員、それから途中でやめられた職員等おるわけでございます。その補充という意味では、今臨時とかいろんなことで対応させていただいておるわけでございます。

ども、ある程度の目安の定員というのもございますので、その範囲内ではというふうに思っております。

ただ、権限委譲等、ふえてきたといえども、ある程度はその辺のところはお互いに職員同士補完し合いながらやっていくべきだろうというようなことも思います。

あえて多くの職員をふやすというような考えはございませんが、もう少し様子を見まして、職員の奮起に期待をして、このままの定員数でいきたいなという考えが今のところでございますけれども、鬱病とかいうこともおっしゃいましたけれども、それが職務によるものなのかどうかということもございますので、その辺はきちんと見きわめる必要があるかというふうに思っております。職員にはなるべく仕事のしやすい環境でというふうな配慮をしながら、頑張っていたきたいなというふうに考えているところでございます。

〔挙手する者あり〕

○議長（野村永一君） 三番 長澤龍夫君。

○三番（長澤龍夫君） その中で、育休の関係であります、男性の方で育休を利用される方があるかないか、その辺のところをお聞きしたいと思います。

○議長（野村永一君） 田中総務部参事、答弁。

○総務部参事兼総務課長（田中信行君） ただいまの長澤議員の御質問にお答えいたします。

現在、男性職員で一名が育児休業を取得しております。以上でございます。

○議長（野村永一君） ほかに質疑はありませんか。

〔挙手する者あり〕

○議長（野村永一君） 四番 大橋三男君。

○四番（大橋三男君） 十二ページの款二十町債でございます。

この中の臨時財政対策債でございますが、これはどのような趣旨の調査を行うかをお尋ねいたします。

また、どのようなところに宛てがわれているのか、具体的にわかれば御答弁を願います。

○議長（野村永一君） 田中総務部参事、答弁。

○総務部参事兼総務課長（田中信行君） ただいまの大橋議員の御質問にお答えいたします。

臨時財政対策債に関する御質問でございますけれども、臨時財政対策債につきましては、地方交付税、普通交付税でございますが、そちらのほうの算定において基準財政需要額に一定の率を掛けた額を地方が直接に借り入れする方式に切りかわりました。その地方債が臨時財政対策債でございます。

それと、この臨時財政対策債につきましては、建設事業向けというわけではなく、一般財源という形になります。

また、この臨時財政対策債の元利償還金が三年据え置き、二十年償還といたしまして、その全額が今年度の普通交付税に算入されてまいります。以上でございます。

○議長（野村永一君） ほかに質疑はありませんか。

〔挙手する者あり〕

○議長（野村永一君） 五番 三田正敏君。

○五番（三田正敏君） 寄附金のふるさと納税寄附金、町長より答弁をいただきましたけれども、一千九百四十三万四千円という金額のこの数字の根拠といえますか、ちよつと私自身、甘いような感じがしますが、根拠がありましたら教えていただきたい。

それと、畜産業費の酪農振興対策支援事業七十万ですが、新規事業というように御説明いただきましたけれども、内容がわかり

ましたら事業内容をよろしく願います。

○議長（野村永一君） 田中総務部参事、答弁。

○総務部参事兼総務課長（田中信行君） ただいまの三田議員の御質問にお答えいたします。

寄附金の額でございませけれども、補正予算につきましては十一月十日現在の寄附総額八百六十五万四千円をベースとして作成しております。昨年の実績というものがなかったため、十一月と十二月については寄附額がふえると予想しまして、二カ月分で八百八十万、一月以降については一カ月当たりで百七十五万というような形の中で総額を二千五十三万四千円で計上いたしております。

しかしながら十一月末現在で一千三百三十五万四千円となっております。今十二月の傾向を見てもみますと、予想以上に寄附がございまして、今後また予算が不足するという形になるかと思っておりますので、三月の補正、あるいは予備費での充用をお願いすることになるかと思っておりますので、よろしく願います。

○議長（野村永一君） 川地産業建設部参事、答弁。

○産業建設部参事兼農林振興課長（川地豊己君） 三田議員の御質問にお答えをさせていただきます。

今回、酪農振興対策支援事業ということで、新規事業として計上させていただきます。

近年、酪農経営に必要な経費の中で、最も大きな割合を占める飼料価格の高騰や猛暑等の影響によりまして、酪農業界は一層厳しい状況下に置かれているところでございます。

また、岐阜県内の生乳生産量は年々減少傾向にございまして、平成二十五年の生乳生産量は四万五千六百二十三トンで、前年に比べ平成二十六年では四・一％減少していると、こういう状況でございます。

また、経費等の問題によりまして、新たに乳用牛を導入することが困難となっております。これが県内の生乳生産量の減少に大きくつながっているため、搾乳牛頭数の確保を図るとともに、生乳生産基盤強化を図ることが重要となっておりますのでございませ。

そこで、酪農家が生乳生産量を増加することを目的に乳用種牛を増頭に対して支援を行い、酪農家の負担軽減を図るとともに、畜産振興を図るということでございます。

そこで今回、この事業の中では乳用種牛を一頭増頭するに当たって十萬円の補助金を出していくということでございます。

今回、町内の畜産農家が七頭増頭されるということでございませので、七頭分七十萬円を計上させていただきます。

なお、二分の一は県の補助金によるものでございます。以上でございます。

○議長（野村永一君） ほかに質疑はありませんか。

〔挙手する者あり〕

○議長（野村永一君） 六番 吉田太郎君。

○六番（吉田太郎君） 十七ページの林業の有害駆除対策ということで八十一万九千円ということで、焼却するのに袋の費用ということを聞いています。それを幾つぐらいか、それでそれ一個の袋の値段、一袋幾らかということと、もう一点は、二十ページの教育費の図書館費の五十萬円、太平洋工業さんから寄附が来た中で、図書館の備品ということで、その内容をちよつと教えてくださいます。以上です。

○議長（野村永一君） 川地産業建設部参事、答弁。

○産業建設部参事兼農林振興課長（川地豊己君） 吉田議員の御質問にお答えをさせていただきます。



今回、有害鳥獣駆除事業費として八十一万九千円の補正を計上させていただきました。

議員の御指定のとおり、この十二月の下旬になると思いますが、れども、有害鳥獣として捕獲したイノシシ、鹿を入れる袋を購入するということでございます。

袋の購入の予定枚数でございますけれども、実は一千六百六十枚ということでは予算を計上させていただいておりますけれども、どうしてもロット単位の製作でできませんので、数的には多くなっております。単価につきましては、三百七十八円ということとで計上をさせていただいております。以上でございます。

○議長（野村永一君） 久保寺生涯学習課長、答弁。

○教育委員会生涯学習課長（久保寺利明君） 今の吉田議員の図書館費の備品の購入内訳ということで御質問ですけれども、今回太平洋工業さんから青少年育成にということで五十万いただきました、図書館の本もそうですけれども、たまたま図書検索用のパソコンも壊れておりました、それこそ新年度の予算で上げる必要があるのかなと思っておいたところへ、今回こうして寄附金をいただきましたので、その有効活用ということで本と図書検索用のパソコンということで活用したいと思っております。以上です。

○議長（野村永一君） ほかに質疑はありませんか。

〔挙手する者あり〕

○議長（野村永一君） 七番 早崎百合子君。

○七番（早崎百合子君） 十五ページの民生費の福祉医療費の件なんです、二千二百七十四千円という中の扶助費なんです、これは対象数なのか、四項目というのか、乳幼児医療事業費とか重度心身障害医療事業とか母子家庭等医療事業、父子家庭医療事業費ということに四つに分かれているわけですが、対象人数

等、わかれば教えていただきたいと思っております。

○議長（野村永一君） 野村住民福祉部長、答弁。

○住民福祉部長兼健康福祉課長（野村博治君） ただいまの早崎議員の御質問にお答えします。

福祉医療費の関係の補正でございますが、対象人数という御質問でございますが、今回補正に関しましては、過去の今年度の動向を見まして、実績に基づきましてこれから三カ月間どれくらい要るかという推計のもとに補正額を出しております。

参考までに前の条例の制定の関係にもございましたように、メインバーの関係で福祉医療の関係を上げさせていただきました。委員長のほうからも御報告がございましたように、二十六年年度ベースで五千五百五十八名ということで、現在平成二十七年の対象者人数につきましては、手持ち資料がございませんので、よろしくお願いいたします。

○議長（野村永一君） ほかに質疑はありませんか。

〔挙手する者あり〕

○議長（野村永一君） 十三番 水谷久美子君。

○十三番（水谷久美子君） 三点でお願いします。

まず最初に、繰越明許費の関係ですが、非常に繰越明許費の対応が最近多いわけですが、今回の広幡小学校の外壁改修工事ですが、けれども、当初計画があるわけですが、何が支障だったのか、その当初計画は妥当性があつたのか、そこら辺も含めた形での答弁をいただきたいというふうに思います。

二点目は、広域保育委託事業の見込み増ということで、大変大きな金額が上がっているわけですが、懸念するのは町外へ、例えば養老町から大垣市へ、この間の専念寺保育園のあいうふうな形も含めての事業になっているのではないかなあと勝手に思うわ

けですけれども、その算出根拠についてお尋ねしたいと思ひます。最後ですが、先ほど吉田議員からも質疑がありました。図書館の維持管理費ですが、これまでこういう形での寄附というのは、養老町にゆかりのある方とか、あるいは町内業者の方が多かったわけですが、今回町外の民間企業からということですが、どのような経過があったのか教えていただきたいと思ひます。

先ほど忘れしました、広域保育委託事業の児童福祉総務費のその他事業の三十三万九千円、その財源内訳についてもお尋ねしたいと思ひます。

○議長（野村永一君） 佐藤教育委員会事務局長、答弁。

○教育委員会事務局局長兼教育総務課長（佐藤嘉但君） 水谷議員の最初の質問でございますが、この繰越明許につきましては、広幡小学校の外壁工事の予算に係るものでございまして、当初予算ではこの事業につきましては、学校あるいは保護者のほうから非常に外壁が傷んでいるのではないかとというような御指摘を受けまして、当初予算につきましては、この外壁の傷みぐあいを調べるための調査業務を計上いたしました。その結果、外壁の工事が必要であるということございまして、当然これは国の補助金の対象になるということございまして、いわゆる東日本大震災復興特別会計というものがことし最後ということございまして、環境の改善の交付金、いわゆる防災機能強化ということで国のほうに九月に申請いたしました。十月に正式な交付決定を受けたものでございまして、今回補正で上げさせていただきました。

繰越明許を行った理由につきましては、工期的に年度内の完了が難しい、それから校舎全ての外壁の改修を行いますので、当然普通教室の窓等の目張り等、そういったことも必要で、授業に支障があるだろうということで、今回こういう形で明許をお願い

したいということでございます。以上でございます。夏休みを利用して工事を行いたいということで、お願いします。

○議長（野村永一君） 松岡子ども課長、答弁。

○住民福祉部子ども課長（松岡弘泰君） 水谷議員の広域保育の補正の増についての御質問にお答えさせていただきます。

この事業につきましては、平成二十七年の当初予算では公立一名、私立三名の予算として上げさせていただきました。

当初予算で上げた根拠としては、平成二十六年の予算が七百二十二万九千円の予算で計上させていただきましたが、この平成二十六年の実績が少なかったため、その実績に合わせて当初予算としては公立一名、私立三名ということで予算を見込み、上げさせていただきました。

そういう状況でございましたが、平成二十七年、今年度の十二月現在に至りまして、公立一名、私立九名ということで、特に私立の入園者が見込みを大幅に上回ったということで、当初の三名の見込みから九名ということですが、この先も二名分を見込みまして十一名ということで、三名から十一名ということでふやさせていただきます。この予算のほうに上げさせていただきます。

この見込みがふえた原因としまして、専念寺保育園の廃園といえますか、来年度いっぱいやめることが影響しているのではないかと御指摘でございますが、今御利用いただいている保育園としましては、海津市の保育園と垂井の保育園がございまして、当初は四月、五月は二名の利用でございましたが、この十一月、九月ぐらいいくまで来ているということで、そちらにつきましては、専念寺保育園のやめることについての因果関係につきましては

は、現在のところちよつと確認できておりませんが、私見ではございますが、来年はまだ専念寺保育園があるということで、この預けるに至ったお子様たちの保護者の方の勤務先がそちらであったんではないかというふうな推測をしておるところでございます。

あと、収入のほうの三十三万九千円がその他財源につきまして、こちらの広域保育につきましては私立保育園の保育料につきましては、養老町のほうから納付書を発送してその養老町の保護者の方に保育料を納めていただきますので、広域保育の養老町から預かっていただいている市町にお支払いする保育料の中の保護者の御負担分の保育料ということの増額を見込んだ額が三十三万九千円ということで、その他財源といたしましては、歳入でございますところの保育料の分ということです。以上でございます。

○議長（野村永一君） 久保寺生涯学習課長、答弁。

○教育委員会生涯学習課長（久保寺利明君） ただいまの水谷議員からの太平洋工業からなぜこの養老町に寄附がということでございますけれども、太平洋工業は船附地区に工場がございまして、今回その本社を含め、神戸町もそうだと思うんですけども、各関連施設のある自治体に寄附されるということ、当然本社のある大垣市はもうちよつと多いんですけども、養老町へは五十万ということ、寄附いただいたことになっております。以上です。

○議長（野村永一君） ほかに質疑はありませんか。

〔挙手する者あり〕

○議長（野村永一君） 九番 田中敏弘君。

○九番（田中敏弘君） 給与費明細の関係ですが、二十二ページで職員が一名増と、それでその下の欄の職員手当の内訳の中で時間外手当が五百万ほどふえておりますが、直観的に思いますのは、よその市町と違って、養老町は今、養老改元一三〇〇年本祭が近

づいております。そういったことで本祭が近づくにつれていろいろイベントも企画されて、職員の方も負担が多いかと思いますが、基本的には職員の数が足りないのではないかなあと、このように思っておるんです。

町長の考えをお聞かせ願いたいと思います。

○議長（野村永一君） 大橋町長、答弁。

○町長（大橋 孝君） 職員の数が足りないのではないかというお言葉でございますけれども、さまざまなプロジェクトがございまして、もちろん徴収係、それからきのうも御質問をいただいた改良住宅、それからこの一三〇〇年祭というようなこともございます。

何とかやりくりをというように考えておりますけれども、この一三〇〇年もあと二年というようにございまして。そういった中で、何とか現職員の中で回っていかないのかなといううなこと。それから担当課だけではなくて、全庁挙げて補完し合えれば、何とか回るようにしていきたいというのと、それからやはり全員参加でこういった事業もやっていきたいというように思っています。

もちろん過大な負担を強いているということになれば、人員の面も考えなければなりませんけれども、現在のところ、この人数でやっていきたいというのが現状でございます。以上です。

○議長（野村永一君） ほかに質疑はありませんか。

〔「ありません」の声あり〕

○議長（野村永一君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（野村永一君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより採決を行います。

本案を原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（野村永一君） 挙手全員です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

これより暫時休憩いたします。

再開は十一時十分といたします。

議員の皆様は議員控室にお集まりください。

傍聴者の皆様は、四階大会議室にてお茶の準備がしてありますので御利用ください。

（午前 十時五十五分 休憩）

（午前十一時 十分 再開）

○議長（野村永一君） 休憩を解き、再開いたします。

ただいま田中総務部参事より、回答の追加申し出がありましたので、許可をいたします。

田中総務部参事。

○総務部参事兼総務課長（田中信行君） 先ほどの一般会計の補正

予算の御質問の中で、平成二十八年中に新有権者となる見込みの数ということでございましたけれども、十八歳到達者が三百四人、十九歳到達者が二百九十八人で、合計で六百二人になります。以上でございます。

○議長（野村永一君） 次に、日程第十六、議案第七十五号 平成

二十七年年度養老町国民健康保険特別会計補正予算（第二号）を議題とします。

ただいまより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（野村永一君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（野村永一君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより採決を行います。

本案を原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（野村永一君） 挙手全員です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長（野村永一君） 次に、日程第十七、議案第七十六号 平成

二十七年年度養老町立食肉事業センター特別会計補正予算（第一号）を議題とします。

ただいまより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（野村永一君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（野村永一君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより採決を行います。

本案を原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（野村永一君） 挙手全員です。  
よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長（野村永一君） 次に、日程第十八、議案第七十七号 平成二十七年年度養老町上水道事業会計補正予算（第二号）を議題とします。

ただいまより質疑を行います。  
質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（野村永一君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。  
これより討論を行います。  
討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（野村永一君） 討論なしと認め、討論を終わります。  
これより採決を行います。  
本案を原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（野村永一君） 挙手全員です。  
よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長（野村永一君） 次に、日程第十九、議案第七十八号 平成二十七年年度養老町公共下水道事業特別会計補正予算（第一号）を議題とします。

ただいまより質疑を行います。  
質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（野村永一君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。  
これより討論を行います。  
討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（野村永一君） 討論なしと認め、討論を終わります。  
これより採決を行います。  
本案を原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（野村永一君） 挙手全員です。  
よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長（野村永一君） 次に、日程第二十、議案第七十九号 平成二十七年年度養老町介護保険事業特別会計補正予算（第二号）を議題とします。

ただいまより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（野村永一君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。  
これより討論を行います。  
討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（野村永一君） 討論なしと認め、討論を終わります。  
これより採決を行います。

本案を原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（野村永一君） 挙手全員です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長（野村永一君） 次に、日程第二十一、請願第二号 TPP

協定交渉大筋合意に関する国への請願を議題とします。

この議題については、産業建設委員会に付託し、審査いただきます。

ここで委員長より審査の経過並びに結果についての報告を求めます。

産業建設委員会委員長 岩永義仁君。

○産業建設委員長（岩永義仁君） 産業建設委員会の報告をいたします。

去る十二月十日午後一時三十分より、委員並びに議長の出席のもとに、産業建設委員会を開会いたしました。

審査事項は、当委員会に付託されましたTPP協定交渉大筋合意に関する国への請願の取り扱いについてであります。

初めに、参考人として請願者の代理人である西美濃農業協同組合 代表理事専務 市川浩示氏、並びに紹介議員である松永民夫委員の意見を聞いた後、市川氏への質疑を行いました。

質疑の主な内容としましては、次のとおりであります。

一、米の特別輸入枠が実施された場合の価格の下落についての試算はの問いに対して、試算はしていないが、十三年後まで徐々に特別輸入枠内で備蓄米として輸入されるため、すぐに影響が出ることはないと考えるが、それまで備蓄米であった国内産米があ

ふれてくるため、米の流通価格は下落していくと思われる。

なお、TPP以外の要因としても、平成三十年以降、生産目標数量の配分がなくなるため、需給バランスの関係で若干米の単価が下がる可能性もあるとの回答でした。

二、当町での米への影響はの問いに対して、養老町では、もみでの飼料用米を推進しており、現在、四百十五ヘクタールほど作付をしているが、これ以上転作面積がふえてくれば、全農スキームとしての玄米での飼料用米の取り扱いをしていかざるを得ないので、交付金をうまく活用しながら農家・生産者の経営安定を図っていききたい。

また、飼料用米はもちろんのこと、主食用米での飼料用米の作付についても提案をしていこうと考えているとの回答でした。

三、大筋合意に対するJAの考えはの問いに対して、アメリカでも異論があり、正式には決着していないと認識しているが、大方こういった内容で決まってくると思われるため、西美濃管内の各市町の首長と議長に請願を出させていただいたとの回答でした。

四、新食肉基幹市場が養老町にできる流れであるが、西濃地区の畜産振興に対する思いはの問いに対して、一昨年、酪農牛の畜産農家を中心となって西美濃畜産振興協議会を立ち上げたところであるが、肉用牛の畜産農家の情報交換の場としても活用してもらいたいし、また新食肉基幹市場や輸出について県に申し添えができるかと考えているとの回答でした。

五、地産地消の考え方はの問いに対して、JAでも地産地消の運動は以前から進めており、代表的なものがファーマーズマーケットの直売所である。

ただし、会員の募集や生産指導を行っても、西美濃だけでは十分に商品がそろわないことから、ここ三年間は県内の農協の直売

所とも連携を進めているとの回答でした。

六、西美濃管内の学校給食における米の消費量はの問いに対して、消費量は把握していないが、各市町の給食センターでは週三回もしくは週二・五回の割合で西美濃産米を食べてもらっているとの回答でした。

以上、審査に付されました請願一件の議案につきましては、参考人への質疑、討論、採決の結果、挙手全員により採択すべきものと決定いたしました。

以上、産業建設委員会に付託されました審査結果の報告といたします。

○議長（野村永一君） 委員長の報告が終わりました。

これより委員長報告に対する質疑を行います。

所属外で審査の経過及び結果についての質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（野村永一君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「ありません」の声あり〕

○議長（野村永一君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより採決を行います。

本案に対する委員長の報告は、採択です。

本案を委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（野村永一君） 挙手全員です。

よって、本案は委員長の報告のとおり採択することに決定しま

した。

ここで暫時休憩いたします。

再開時間は午前十一時三十五分といたします。

なお、休憩中に議会全員協議会を開催します。協議会は議員控室にてお願いします。

傍聴者の皆様は、四階大会議室にてお茶の用意をしておりますので御利用ください。

（午前十一時二十五分 休憩）

（午前十一時三十五分 再開）

○議長（野村永一君） 休憩を解き、再開します。

ただいま前田建設課長より追加の回答申し入れがありましたので、許可いたします。

前田建設課長。

○産業建設部建設課長（前田勝治君） 議長より発言の許可をいた

だきましたので、先ほどの報告をさせていただきますと思います。

町道の廃止につきましては、JA西美濃の開発協議の中で協議をしておるわけなんですけれども、先ほど申し上げましたように、まずは用途廃止をしないと開発協議の中で協議ができないということ、この許可をいただくことをさせていただきます。

その後のことにつきましては、現在この開発協議につきましましては、借地ということで今協議を行っております。周りの状況等もありますので、周りの宅地になった後だとか、そういう状況等を協議しながら周りの現状に合わせて今後決めていくということになっておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（野村永一君） 次に、休憩中に議長宛てに発議第十一号と

して、T P P協定交渉大筋合意に関する意見書についての議案が議員発案により提出されました。

この議案を日程に追加し、議案とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（野村永一君） 異議なしと認め、この議案を日程に追加し、議題とすることに決定しました。

事務局から日程及び議案を配付します。

〔追加議事日程・議案配付〕

○議長（野村永一君） それでは、追加日程第一、発議第十一号

TPP協定交渉大筋合意に関する意見書についてを議題とします。ただいま議題といたしました意見書を事務局より朗読いたします。

○議会議務局書記（稲川諭実彦君） TPP協定交渉大筋合意に関する意見書の朗読をいたします。

TPP協定交渉の大筋合意内容は農林水産分野の重要五品目のうち、米については、米国及び豪州に対する特別輸入枠の設定や、牛肉・豚肉等における段階的な関税削減・撤廃であった。

また、五品目以外の農林水産物は大半が関税撤廃となっており、安価な外国産農産物の輸入が県内農業生産や農村社会に深刻な打撃を与えることは必至であり、生産現場に不安が広がっている。

さらに、情報開示がないまま交渉が進められ、合意に至ったことはまことに遺憾であり、政府は、今回の合意内容と我が国農業に与える影響を精査した上で生産者に対する十分な説明を行うとともに、生産者の不安な声に耳を傾けるべきである。さらに、「再生産」を確実にするため、関連法制度の整備やそれに沿った予算措置など、万全な国内対策の確立が必要である。

よって、国民に対して詳細な情報提供を行うとともに、地方経

済に与える影響を分析し、今後のあるべき農業の姿、構築すべき日本の農業の形を再確認し必要な対策について速やかに検討することを強く求める。

一、米については、輸入米の拡大が主食用米の取引価格に影響が及ばないよう措置を講じること。また、米の需給改善のため主食用米の消費拡大や飼料用米等、非主食用米の利用拡大を図ること。

二、野菜については、生産性や収益力向上のために万全な生産振興対策を講じること。

三、畜産については、経営の継続・発展のための環境整備など生産基盤の維持確保が図られる対策を講じること。

以上、地方自治法第九十九条の規定により意見書を提出する。平成二十七年十二月十八日。岐阜県養老郡養老町議会議長 野村永一。提出先、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、農林水産大臣。

以上で意見書の朗読を終わります。

○議長（野村永一君） この意見書は、議員全員からの発案ですが、趣旨説明、質疑及び討論を省略して採決を行いたいと思います。

これに御異議はありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（野村永一君） 異議なしと認め、よって、本案については、ただいまのとおり行うことに決定いたしました。

これより採決を行います。

本案を原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（野村永一君） 挙手全員です。



よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長（野村永一君） お諮りします。

次回の議会日程、運営の審査及び所管事務の調査等について、議会閉会中も議会運営委員会に付託したいと思えます。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（野村永一君） 異議なしと認めます。

よって、議会閉会中も、次回の議会日程、運営の審査及び所管事務の調査等について、議会運営委員会に付託することに決定いたしました。

○議長（野村永一君） お諮りします。

この第四回定例会の審議内容等を報告する機関紙の編集に関する全ての業務及び編集手法の調査・研究について、議会閉会中も議会だより編集特別委員会に付託したいと思えます。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（野村永一君） 異議なしと認めます。

よって、議会閉会中も、第四回定例会の審議内容等を報告する機関紙の編集に関する全ての業務及び編集手法の調査・研究について、議会だより編集特別委員会に付託することに決定いたしました。

○議長（野村永一君） お諮りします。

総務民生、産業建設の各常任委員会の所管事務の調査について、議会閉会中も継続して調査・研究することにいたしたいと思いま

す。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（野村永一君） 異議なしと認めます。

よって、各常任委員会の所管事務調査について、継続して調査・研究することに決定いたしました。

○議長（野村永一君） お諮りします。

議会改革、養老鉄道存続の各特別委員会の所管事務の調査について、議会閉会中も継続して調査・研究することにいたしたいと思えます。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（野村永一君） 異議なしと認めます。

よって、各特別委員会の所管事務調査について、継続して調査・研究することに決定いたしました。

○議長（野村永一君） これで、本日の日程は全て終了いたしました。会議を閉じます。

平成二十七年第四回養老町議会定例会を閉会いたします。

また、議員各位におかれましては、三階第一会議室にて議会全員協議会を開催いたしますので、直ちに御参集ください。

長時間、御苦勞さまでした。

（閉会時間 午前十一時四十一分）

右、会議の次第をここに記録し、その相違ないことを証するた  
めここに署名する。

平成二十七年十二月十八日

議長 野村 永一

議員 早崎 百合子

議員 田中 敏弘